

郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 家庭的保育事業等設置認可の基準（第4条－第11条）

第3章 社会福祉法人等以外の者に対する認可（第12条－第13条）

第4章 設置認可等の手続（第14条－第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の設置認可、認可の変更等に係る事務について、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）、郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第32号。以下「最低基準」という。）及び郡山市児童福祉法施行細則（平成9年郡山市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（家庭的保育事業等設置認可の指針等）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、家庭的保育事業等の設置認可を行わないものとする。

- (1) 本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の3号認定子どもの利用定員の総数（以下「利用定員総数」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく郡山市子ども・子育て支援事業計画において定める必要利用定員の総数（以下「計画総数」という。）に既に達している場合
- (2) 本市における次に掲げる事項の分析及び将来の保育需要の推計から、利用定員総数が計画総数を超えることになると認められる場合
 - ア 家庭的保育事業等への入所待機児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - イ 人口に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - ウ 就学前児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - エ 就業構造に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - オ その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - カ 多様な保育サービスに対する需要等に係る地域の現状及び動向

第3条 削除

第2章 家庭的保育事業等設置認可の基準

（設置経営主体）

第4条 家庭的保育事業等の設置経営を行う者（以下「設置経営者」という。）は、社会福祉法人又は学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）とする。ただし、法第34条の15第3項各

号に定める基準に適合する場合にあっては、社会福祉法人等以外のものを設置経営者としてすることができる。

(定員)

第5条 家庭的保育事業等の定員は以下のとおりとする。

(1) 家庭的保育事業

1人以上5人以下

(2) 小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型

6人以上19人以下

(3) 小規模保育事業C型

6人以上10人以下

(4) 居宅訪問型保育事業

1人

(5) 事業所内保育事業

最低基準第43条の規定を踏まえ、設置経営者の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの合計人数に係る定員枠を設けること。

(定員の変更承認)

第6条 家庭的保育事業等の定員を減ずる変更は、次の要件を満たす場合に認めるものとする。

(1) 家庭的保育事業等及び市全体の保育需要が低下し、将来にわたり現在の定員を維持できる児童の入所が見込めないこと。

(2) 家庭的保育事業等に待機児童がないこと。

(3) 原則として0歳児を含む低年齢児の保育及び保育時間の延長を実施していること又は実施する予定であること。

(4) 施設整備費補助金（定員に関係のない大規模修繕補助金を除く。）の交付を受けて整備した家庭的保育事業等については、原則として交付後5年以上経過していること。

(5) 定員の削減に関連した職員の雇用上の紛争が生じていないこと及びそのおそれがないこと。

(6) 将来、当該家庭的保育事業等又は市全体の保育需要が増加したときは、再び定員を増やすことに同意していること。

(建物及び設備に関する指針)

第7条 家庭的保育事業等の構造及び設備に関する指針は、最低基準に規定するもののほか、次に定めるところによる。

(1) 面積とは、部屋の内法面積とする。

(2) 保育室、乳児室、階段、ベランダ等の転落防止用の柵等については、児童の安全を考慮し、児童が乗り越えることができないよう、たて格子柵等とし、高さは足掛かりから120cm以上、幅は、内法8cm以下とするよう努めること。

(3) 施設整備に当たっては、可能な限り次のような設備、スペース等を備えるよう努めること。

ア 子育て相談室

イ 一時保育のためのスペース

ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室を含む。）

（職員の配置基準）

第8条 保育士の配置基準については、保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たす場合は、最低基準上の定数の一部に短時間勤務保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士をいう。以下同じ。）を充てることができる。

2 調理員等の配置基準については、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たすことにより、調理業務を第三者に委託し給食を提供する場合は、調理員を置かないことができる。

3 嘱託医の配置基準については、保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和58年4月21日児発第284号厚生省児童家庭局長通知）により嘱託歯科医を配置するよう努める。

（苦情への対応に関する指針）

第9条 苦情への対応に関する指針は、次のとおりとする。

(1) 苦情解決の責任主体を明確にするため、管理者、設置経営者等を苦情解決責任者とする。

(2) サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員（管理者含む。）の中から苦情受付担当者を任命し、苦情受付担当者は次に掲げる職務を行うものとする。

ア 利用者からの苦情の受付

イ 苦情内容、利用者の意向等の確認及び記録

ウ 受け付けた苦情、その改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(3) 苦情解決に当たっては、社会性及び客観性を確保し、利用者の立場及び特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員の設置に努めること。

(4) 第三者委員の要件については次のとおりとする。

ア 苦情を円満に解決することができる者であること。

イ 世間からの信頼性を有する者であること。

(5) 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者並びに第三者委員の氏名及び連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知すること。

（施設整備及び職員の共用化）

第10条 家庭的保育事業等を幼稚園若しくは他の社会福祉施設と併せて設置するときは、幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知）に定めるところによるものとする。

（家庭的保育事業等設置認可に係る設置経営者に対する助言）

第11条 家庭的保育事業等設置認可に係る設置経営者への助言事項については、別表第1のとおりとする。

第3章 社会福祉法人等以外の者に対する認可

(審査基準)

第12条 社会福祉法人等以外の者への法第34条の15第3項の規定による審査は、別表第2により行うものとする。

(認可の条件)

第13条 社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合には、別表第3の条件を付すことができる。

第4章 設置認可等の手続等

(設置認可申請に関する添付書類)

第14条 設置認可申請に関する添付書類は、次のとおりとする。

(1) 職員に関するもの

- ア 職員全員の履歴書
- イ 保育士の資格証明書の写し
- ウ 医師の免許証の写し
- エ 保健士又は看護師を配置する場合には当該免許証の写し
- オ 栄養士又は調理師を配置する場合には当該免許証の写し
- カ 常勤職員雇用通知書の写し
- キ 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の写し
- ク 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し

(2) 土地及び建物並びにその他の設備に関するもの

- ア 土地の実測図
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証及び検査済証の写し
- ウ 土地及び建物の登記事項証明書
- エ 土地又は建物が自己所有でない場合
 - (ア) 国又は地方公共団体から貸与を受ける場合には、貸与又は使用許可を受けたことを証する書面
 - (イ) 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、別表第2第1項第2号の要件を確認できる書類
- オ 建物の平面図及び立面図
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）の検査済証又は消防用設備等設置届出書の写し
- キ 昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物を賃借する場合には、耐震性が確認できる書類

(3) 家庭的保育事業等の運営方法に関するもの

- ア 家庭的保育事業等規則
- イ 就業規則（給与規程を含む。）
- ウ 経理規程（旅費規程を含む。）
- エ 当該年度の歳入歳出予算書又は予算案
- オ 現金残高証明書等資産を確認できる書類
- カ 最低基準第7条に定める保育所等との連携に関する書類

(4) 社会福祉法人が設置経営する場合にあっては、前3号に掲げるもののほか、当該法人の登記事項証明書

(5) 社会福祉法人以外の者が設置経営する場合にあつては、第1号から第3号に掲げるもののほか、第4条の要件を確認できる書類

2 前項に規定する申請があつたときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を設置認可承認審査書（第1号様式）に記載するものとする。

3 市長は、家庭的保育事業等設置認可を決定したときは設置認可書（第2号様式）を、認可しない場合は設置認可不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

（構造、運営方法、責任者等変更に関する添付書類）

第15条 家庭的保育事業等（構造、運営方法、責任者等）変更に関する添付書類は、次のとおりとする。

(1) 建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更の場合

ア 建物及び土地の状況を示す書類（参考様式は建物及び土地の状況（第4号様式））

イ 建物の変更前後の配置図及び平面図

ウ 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）

エ 建築確認通知書の写し及び検査済み証

オ 土地及び建物の登記事項証明書

(2) 定員の変更の場合

ア 議事録の写し

イ 職員の構成を示す書類（参考様式は職員の構成（第5号様式））

(3) 代表者の変更の場合

ア 議事録の写し

イ 代表者の履歴書

ウ 代表者変更後の当該法人の登記事項証明書

(4) 施設長の変更の場合

ア 家庭的保育事業等の施設長を変更することについて議決した議事録

イ 施設長の履歴書

ウ 承認基準を充足することを証する書面

2 前項に規定する届出があつたときは、市長は、必要な調査を行うものとする。

3 市長は、家庭的保育事業等の変更承認を決定したときは、変更承認書（第6号様式）を申請者に交付するものとする。

（名称、位置等変更に関する添付書類）

第16条 家庭的保育事業等（名称、位置等）変更に関する添付書類は次のとおりとする。

(1) 家庭的保育事業等の名称の変更の場合 家庭的保育事業等の名称を変更することについて議決した議事録

(2) 家庭的保育事業等の位置の変更の場合 住居表示変更の証明等

(3) 設置主体の名称の変更の場合 定款変更承認書の写し及び名称変更後の当該法人の登記事項証明書

（廃止又は休止承認申請に関する手続）

第17条 家庭的保育事業等（廃止、休止）承認申請があつたときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を廃止・休止承認審査書（第7号様式）に記載するものとする。

- 2 市長は、家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認を決定したときは、廃止（休止）承認書（第8号様式）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 家庭的保育事業等設置認可に係る設置経営者への助言事項（第11条関係）

1 運営に関する助言事項

- (1) 小規模保育事業の利用定員構成は、0歳児≦1歳児≦2歳児となるよう設定することが望ましい。
- (2) 保育標準時間（1日当たり11時間までに限る。）及び保育短時間（1日当たり8時間までに限る。）とは別に、1日当たり1時間の延長保育を実施することが望ましい。

2 設備に関する助言事項

- (1) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、他の幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ乳児の安全性が確保されていることが望ましい。
- (2) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、より乳児の安全を確保するために、事務室又は調理室の職員が目視等できる位置に配置することが望ましい。
- (3) 乳児室、ほふく室及び保育室には、利用乳幼児用の手洗いを設けることが望ましい。
- (4) 乳児室、ほふく室及び保育室には、遊具、寝具等を収納するためのスペースを設けることが望ましい。
- (5) 乳児室及びほふく室には、室内又は隣接する場所に、利用乳幼児用の沐浴室又は沐浴設備を設けることが望ましい。
- (6) インフルエンザ、感染性胃腸炎等の拡散を防ぐため、乳児室、ほふく室及び保育室を経由せずに移動できる経路を確保していることが望ましい。
- (7) 敷地内に屋外遊技場を設けることが困難な場合は、付近にそれと代わるべき公園等の代替地を設定しなければならない。この場合において、次に掲げる要件の全てを満たすことが望ましい。
 - ア 幼児が安全に移動できる場所であること。
 - イ 幼児が安全に利用できる場所であること。
 - ウ 幼児が日常的に利用できる場所であること。
 - エ 保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (8) 調理室には、調理員専用の手洗いが設置されていることが望ましい。
- (9) 調理室の調理設備として、炊飯器、冷凍冷蔵庫、2槽式シンク、必要な数のコンロ、調理台、配膳台、オーブン、食器消毒保管庫、湯沸かし器等が設置されていることが望ましい。
- (10) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所はそれぞれ別に設けることが望ましい。
- (11) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所には、手洗い設備を設けることが望ましい。
- (12) 児童便所の便器は、児童が安全かつ衛生的に使用するために、補助便座及びオマルの使用を控えることが望ましい。
- (13) 児童便所の便器は、小便器及び大便器をそれぞれ設けることが望ましい。
- (14) 施設内に、スロップシンク等清掃用具等を洗うための設備を設けることが望ましい。
- (15) 事務室を設ける場合は、来客への対応、防犯の対応、緊急時の対応が容易にできる位置に配置することが望ましい。
- (16) 近隣地域との交通問題を生じさせないため、送迎車両の駐車スペースを確保することが望ましい。

(17) 集合住宅等で保育を実施する場合は、所有者、管理人、部屋の上下の使用者、隣の使用者等に家庭的保育事業等で使用することの了承を得ることが望ましい。

(18) 建物は、新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと又は昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物である場合は、耐震診断を実施し、問題が無いこと若しくは耐震補強済であることが望ましい。

3 職員に関する助言事項

(1) 嘱託医の配置に関しては、次のとおり書面を取り交わすことが望ましい。

ア 直接契約により委嘱する場合

(ア) 家庭的保育事業者等と嘱託医との間で、契約書を締結すること。

(イ) 嘱託医の報酬については、双方の協議により決定し、給付費から支出し、家庭的保育事業者等が嘱託医に直接支払うこと。

イ 連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合

(ア) 連携施設が、家庭的保育事業者等と別事業者が運営する施設である場合は、家庭的保育事業者等と連携施設との間で、連携に関する協定書を締結すること。

(イ) 連携施設に対して支払う嘱託医による健康診断等に関する支援経費については、家庭的保育事業者等と連携施設との協議により決定すること。

4 その他の助言事項

(1) 開設する地域を所轄する消防署等に事前の相談を行い、その指導に従い、非常警報器具、消火器等非常災害防止に必要な設備を整備することが望ましい。

(2) 消火器等が設置されているだけでなく、保育士全員に設置場所及び使用方法を周知することが望ましい。

(3) 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することが望ましい。

別表第2 社会福祉法人等以外の者への認可審査基準（第12条関係）

- 1 法第34条の15第3項第1号に定める家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があることとは、次に掲げる要件のうち、第1号又は第2号に該当し、かつ、第3号及び第4号に該当するものであること。
 - (1) 家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要な全ての土地及び建物について所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
 - (2) 当該家庭的保育事業等の用に供する土地又は建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合は、事業が安定的及び継続的に行われるために、次に定める要件を全て満たしていること。
 - ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。
 - (ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
 - (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
 - イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ウ 安定的に賃借料を支払い得る財源として年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、定期預金、国債等により保有していること。
 - (3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該設置経営者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
 - (4) 本市が課税する法人市民税及び固定資産税の滞納がないこと。
- 2 家庭的保育事業等の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない等、社会的信望を有すること。
- 3 法第34条の15第3項第3号に定める実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することとは、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 実務を担当する幹部職員が、次のいずれかの施設において2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - ア 法第7条に定める児童福祉施設
 - イ 当該保育所が当該認可の申請以前に、法第59条の2に定める施設（以下「認可外保育施設」という。）として設置されていた場合は当該認可外保育施設
 - (2) 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- 4 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

別表第3 社会福祉法人等以外の者による家庭的保育事業等認可条件（第13条関係）

- 1 最低基準を維持するために、当該家庭的保育事業等の設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- 3 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、第2項に定める区分ごとに企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- 4 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。
 - (1) 前会計年度末における貸借対照表
 - (2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
- 5 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を添付すること。
- 6 認可を受けた後、申請時に提出した諸規定及び家庭的保育事業等建設に要した経費の借入れに係る償還計画に変更を生じる場合は、市に対して事前に協議を行うこと。

第1号様式（第14条関係）

設置認可承認審査書

施設名	
-----	--

基本要件	審査内容
① 設置経営主体	
② 定員	
③ 建物、設備	
④職 員	
⑤ その他	
⑥ 総括的意見	
年 月 日	
所属名： 職氏名：	

郡山市指令 第 号

住 所
施設設置者
職氏名

年 月 日付で申請のあった の設置認可につ
いては、児童福祉法第34条の15第5項の規定により認可します。

年 月 日

郡山市長

印

郡山市指令 第 号

住 所
施設設置者
職氏名

年 月 日付で申請のあった の設置認可につ
いては、児童福祉法第34条の15第5項の規定により不承認としたので通知します。

年 月 日

郡山市長

印

建物及び土地の状況

1 建物

区 分		変 更 前		変 更 後						増	減		
構 造		造 階建		造 階建 (家庭的保育事業等使用部分)									
建 築 面 積		m ²		m ²							m ²		
延 床 面 積		m ²		m ² (家庭的保育事業等使用延床面積 m ²)							m ²		
所 有 区 分		自己所有・借用		自己所有・借用									
		計		1階		2階				計			
最 低 基 準	乳児室 ・ ほふく室	室	m ²	室	m ²	室	m ²	室	m ²	室	m ²		
	保育室 ・ 遊戯室												
	調理室												
	便 所												
0 歳 特 別 対 策	調乳室												
	沐浴室												
そ の 他	事務室												
	保育士室												
	廊下 ・ その他												
合 計 (建築確認書と一致させる)													

2 土地

(1) 全体

	変 更 前	変 更 後
総 面 積	m ²	m ²
[参考] 所 有 関 係	・自己所有・賃貸借(年) ・地上権設定(年) ・その他()	

(2) 屋外遊戯場

	変 更 前	変 更 後
総 面 積	m ²	m ²
無 の 場 合 代 替 場 所	(m ²)	(m ²)

職 員 の 構 成

1 基準職員

職名	常勤 非常勤 の別	専任 兼任 の別	所定労働時間		氏名	年齢	資格取得年月日 及び取得方法 (養成所・試験)	経験年数
			区 分	時間数				
施設長			日 週 月					
保育士			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
調理員			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
用務員			日 週 月					
嘱託医			日 週 月					
			日 週 月					

(注1) 基準職員とは、施設認可上、配置しなければならない職員で、非常勤職員を含みます。

(注2) 所定労働時間欄は、当該職員と雇用契約した所定労働時間の区分を○で囲み、その時間数を記入してください。

郡山市指令 第 号

所在地：

名 称：

施設設置者職氏名：

年 月 日付で申請のあった の変更承認
については、児童福祉法第36条の36第4項の規定により承認します。

年 月 日

郡山市長

印

廃止・休止承認審査書

施設名	
-----	--

変更内容	審査内容
①理由	
②手続き	
③児童の受入れ計画	
④財産処分	
⑤職員の退職後の状況	
⑥総括的意見	
年 月 日	
所属名： 職氏名：	

郡山市指令 第 号

所在地：

名 称：

施設設置者職氏名：

年 月 日付で申請のあった の廃止
（休止）の承認については、児童福祉法第34条の15第7項の規定により承認します。

年 月 日

郡山市長

印